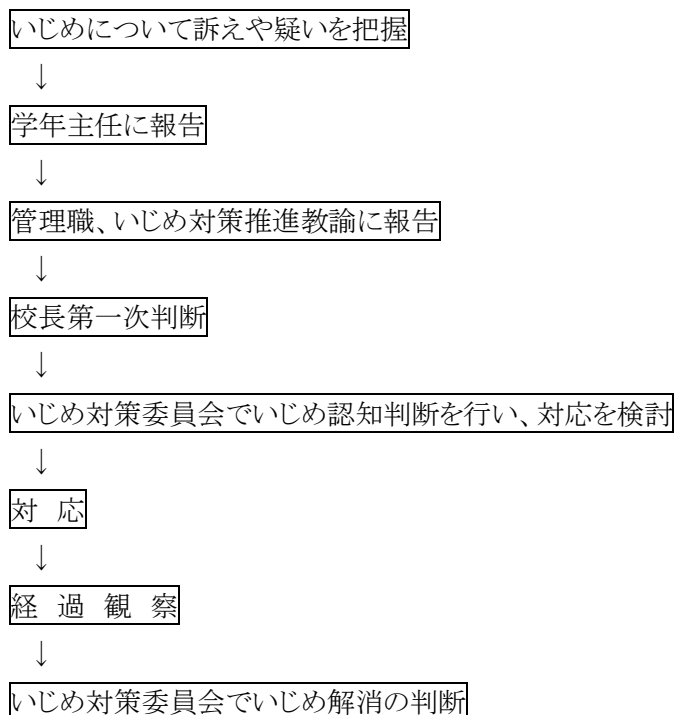


## 令和3年度 第1回いじめに関するアンケート調査の結果について

今回のいじめに関するアンケート調査で、いじめと疑われる行為を「された」、もしくは「見聞きした」と回答した生徒は全校で**3名**でした。その後、事実確認を行った結果、3名ともいじめ認知には至らないケースであることが判明いたしました。（4月1日から6月30日までの本校のいじめ認知件数は0件でした。）

今回の調査では、いじめを確認することはできませんでしたが、本校では引き続き「いじめをしない、許さない、見逃さない」学校づくりに努めてまいりたいと考えています。保護者の皆様には今後とも御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本校ではいじめ事案発見から対応まで以下のようなプロセスで取り組んでいます。



### 参考

「いじめ防止対策推進法」

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校のいじめ認知状況等について、御不明な点がございましたら、学校まで御連絡ください。